

## 学校法人北里研究所 病院長等選任規程

平成 30 年 1 月 19 日制定

2020 年 2 月 21 日改正

2020 年 12 月 18 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北里大学病院長、北里大学北里研究所病院長、北里大学メディカルセンター病院長及び東洋医学総合研究所長(以下「病院長等」という。)の選任について、必要な事項を定める。

(病院長等候補者の推薦)

第 2 条 北里大学病院、北里大学北里研究所病院、北里大学メディカルセンター及び東洋医学総合研究所(以下「病院等」という。)は、病院長等候補者を選考し、理事長に推薦する。

2 病院等における病院長等候補者の選考については別に定める。

(病院長等候補者の資質・能力)

第 3 条 病院長等は医療安全の確保に関する法的責任を負っており、医療安全管理について十分な知見と病院等の経営に関する高い見識を備え、マネジメント力を発揮できる者とする。

(選任準備委員会の設置)

第 4 条 理事長は、第 2 条第 1 項に定める推薦に基づき、選任する病院長等ごとに選任準備委員会(以下「委員会」という。)を設置し、最終候補者の選考について協議する。

2 委員会は次の各号に定める者をもって構成する。

(1)理事長

(2)学長

(3)常任理事

(4)医学部長

(5)本法人と特別な関係がある者以外の外部有識者 2 人

特別な関係がある者以外の者とは、以下の条件を全て満たす者を基本とする。

ア 過去 10 年以内に本法人と雇用関係にない。

イ 過去 3 年間において、年額 50 万円以上の寄付金・契約金等を本法人から受領していない。

ウ 過去 3 年間において、年額 50 万円以上の寄付を本法人に対して行っていない。

3 前項に定める者が病院長等候補者となった場合、当該候補者は委員としての資格を失う。

4 委員会は常任監事の出席を求めるほか、必要に応じ、第 2 項に規定する以外の者の出

席を求め、その意見を聴取することができる。

5 委員の内1人を委員長とし、委員の互選により定める。委員長は、議長となり議事を総括する。

6 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状による出席及び議決は認めない。

7 議事は、出席した委員の合議により決する。

(管理者)

第5条 委員会の管理者は、法人本部人事部の部署長とし、委員会の招集及び委員長が選出されるまでの議事進行を担当する。

(最終候補者の選考)

第6条 病院長等候補者は、事前に委員会から求められた資料等を提出し、委員会において、病院長等就任に際しての所信表明等に係るプレゼンテーションを実施するものとする。

2 委員会は、前項のプレゼンテーション及び提出資料等により、病院長等候補者の資格審査を行うとともに所信等を確認し、最終候補者1人を選考する。

(選考結果及び公表)

第7条 委員会は、前条により選考した最終候補者について氏名及び現職名を公表するとともに、理事会に付議する。

2 北里大学病院長の選考結果は、医療法施行規則の定めに基づき、以下に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 第4条に定める委員会委員の名簿、経歴及び選定理由

(2) 病院長の選考結果、選考過程及び選考理由

(事務局)

第8条 この規程に定める事務は、法人本部人事部が担当する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則(北学総第29-03798号)

この規程は、平成30年1月19日から施行する。

附 則(北学総第2019-11830号)

(施行期日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則(北学総第2020-09323号)

(施行期日)

この規程は、2020年12月18日から施行する。